

西宮市農業委員会農地等改良届取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地等の改良に関し必要な指導を行うことにより、農地の保全及び高度利用並びに農業経営の合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において農地等改良とは、農業の生産性を向上させることを目的として盛土又は切土によって農地の形質を変更する行為であって、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、1年以内の期間で完了するものをいう。

- (1) 明らかに農地等の改良又は田畑転換を主目的とする行為とは認められない場合
- (2) 耕作の都合を考慮していない行為と認められる場合
- (3) 土砂の運搬又は切土等に係る経費を形質変更行為を直接に行う事業者等が負担する場合
- (4) 農地等の改良にあたって必然性のない砂利又は土等を当該農地外へ搬出する行為が行われる場合
- (5) 農地等の所有者と形質変更行為を直接に行う事業者等との間に賃借権又は使用貸借による権利等が設定される場合

(届出)

第3条 農地等改良を行おうとする者(以下「届出人」という。)は、土地所有者(届出人と異なる場合)、隣接土地所有者及び耕作者の同意を得た上で、農地等改良届(様式第1号)を次に掲げる書類を添えて西宮市農業委員会(以下「委員会」という。)に正副2通提出するものとする。

- (1) 工事計画書等(改良計画の詳細が分かる書類)
- (2) 土地登記簿謄本
- (3) 公図及び位置図
- (4) その他農業委員会が指示する書類

2 前項の規定により農地等改良届の提出があった時は、委員会は副本により、当該地区担当農業委員へ事前に当該農地等改良事業が行われることを通知するものとする。

(指導等)

第4条 委員会は、届出を受理したときは、必要に応じて現地調査を行うものとし、その内容が適正と認められるときは、農地等改良届受理通知(様式第2号)を交付するとともに、農地等改良の完了まで必要な指導を行うものとする。

(届出人の責務)

第5条 届出人は、当該農地等改良が他の法令等の手続を要する場合は、当該手続をすべて完了した後でなければ当該農地改良に着手してはならない。

2 届出人は、農地等改良の工事期間中は、農地等改良工事中である旨、届出人、工事請負人及び工事期間を当該農地等に提示するものとする。

3 届出人は、期間内に農地等改良が完了しないと見込まれるときは、委員会と協議しなければならない。

(完了報告)

第6条 届出人は、農地等改良が完了したときは、速やかに委員会に農地等改良完了届(様式第3号)により報告するものとする。

(農地等改良後の土地の利用)

第7条 農地等改良後の当該農地は、原則として3年以上農地として利用するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年 5月20日から実施する。